特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	市税の徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は，市税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に基づき，納税者に送付された納入通知書（納付書）により納付されたものに対して，消込処理を行う。 ②納付状況を管理し，過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ及びクレジットカード並びに地方税法に基づく特別徴収等，納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに納付が確認できない者に対し，督促状を発送する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い，納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を加算し，徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも，徴収権の時効消滅の該当に対して，不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，固定資産税システム，軽自動車税システム，個人住民税システム，法人住民税システム，国民健康保険システム，公金収納システム，住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 収納情報ファイル　2. 滞納情報ファイル　3. 口座情報ファイル　4. 共通宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項　別表の24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（48の項） 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第42、48、115、125、132項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部　収納課
②所属長の役職名	収納課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市　総務部　総務課　茨城県古河市下大野2248番地　電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市　財政部　収納課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、市税の徴収に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅰ-5.-②所属長	参事兼収納課課長　鶴見　義隆	収納課課長　中川　一也	事後	
平成30年5月15日	Ⅰ-1.-②事務の概要	①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。	①各税の決定した調定に基づき，納税者に送付された納入通知書（納付書）により納付されたものに対して，消込処理を行う。	事後	
平成30年5月15日	Ⅰ-1.-②事務の概要	④納期限までに徴収できない場合，督促状を発行する。	④納期限までに納付が確認できない者に対し，督促状を発送する。	事後	
平成30年5月15日	公表日	2017/6/1	2018/5/15		
令和1年6月28日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成26年7月1日時点	平成31年4月1日　時点		
令和1年6月28日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成26年7月1日時点	平成31年4月1日　時点		
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	2018/5/15	2019/6/28		
令和3年3月26日	公表日	2019/6/28	2021/3/26		
令和3年3月26日	Ⅰ-1-②事務の概要	③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。	③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ，地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。	事後	
令和3年3月26日	Ⅰ-3　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1号　別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1号　別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	
令和3年3月26日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	
令和3年3月26日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年3月26日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年7月1日	公表日	令和3年3月26日	令和3年7月1日		
令和3年9月10日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	（番号法）第19条第7号	（番号法）第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和3年7月1日	2021/9/10		
令和4年10月25日	1-5-①部署	収納課	財政部　収納課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ-1-②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税，個人市・県民税，法人市民税，固定・都市計画税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。	地方税法に基づき軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務を行っている。	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ-1-②事務の概要	③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ，地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。	③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ及びクレジットカード並びに地方税法に基づく特別徴収等，納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ-1-②事務の概要	⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。	⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ-1-②事務の概要	⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも，徴収権の時効消滅の該当に対して，不納欠損処理を行う。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年11月14日	Ⅳ-9従業員に対する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ-1-②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務を行っている。	地方税法に基づき固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の徴収事務を行っている。	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ-1-③システムの名称	収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，固定資産税システム，軽自動車税システム，個人住民税システム，法人住民税システム，国民健康保険システム，公金収納システム	収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，固定資産税システム，軽自動車税システム，個人住民税システム，法人住民税システム，国民健康保険システム，公金収納システム，住民基本台帳ネットワークシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅰ-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1号　別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項　別表の24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ-4ー②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二の27の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（48の項） 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第42、48、115、125、132項）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ-8人手を介在させる作業判断の根拠	ー	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、市税の徴収に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更に伴う新規項目